

リサイクル燃料備蓄センター第1回設工認
5 / 2 1 ヒアリングの説明要旨 (2 / 2)

- 設工認申請書のうち、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認QMS」という。)については、2月26日申請以降、4月1日にリサイクル燃料貯蔵センターの保安規定を施行したことから、保安規定に基づくものとして補正する必要がある。
- このため、設工認QMSについては、補正後の申請書の内容を説明する。ただし、原子力品質保証規程改訂24に基づく設工認QMSにおいても、令和2年4月に改正された品管規則に照らし支障がないことを説明する。
- したがって、設工認QMSに係る補足説明は、以下の構成で説明する。

設1-補-010： 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する補足説明

- 添付資料-1 ・申請時点における設工認QMSの状況
- 添付資料-2 ・補正内容
 - 1) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム(設工認本文の補正)
 - 2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書(設工認添付書類2)
- 添付資料-3 ・原子力品質保証規程の改訂前後比較表
- 添付資料-4 ・事業許可申請書(本文七号)、保安規定品質マネジメントシステムとの関係について(補正を反映)
- 添付資料-5 ・先行事業者(柏崎刈羽原子力発電所)との比較(補正を反映)
- 添付資料-6 ・設工認として必要な設計、工事及び検査の流れについて(補正を反映)
- 添付資料-7 ・設工認QMSで作成される各様式の関係(補正を反映)
- 添付資料-8 ・既設工認と品質マネジメントシステムの変遷

- 以上の説明により、設工認QMSに係る内容に支障がないことをご確認いただく。

以上